



---

# 京都洛中ワイズメンズクラブ会則

---

<会	則>
第一章	総 則
第二章	会員及び会費
第三章	会 合
第四章	役員及び役員会
第五章	会 計
第六章	会則の改訂

<細	則>
第一章	総 則
第二章	役員を選出
第三章	役員の任務
第四章	事業委員会
第五章	会 合
第六章	会員の入会
第七章	自 省
第八章	出席の奨励
第九章	表 彰
第十章	旅費等の支給
第十一章	慶 弔
第十二章	細則の改訂
別 表	

## 第一章 総 則

### 第1条 名称と標語

1. この組織は、京都洛中ワイズメンズクラブ（以下、本会という）と称し、ワイズメンズクラブ国際協会に加盟しその西日本区京都部に所属し、その会員をワイズメン（Y's MEN）という。
2. ワイズメンズクラブは、地域社会およびYMCAへのサービスクラブであり、その標語（モットー）は「強い義務感を持つ、義務は全ての権利に伴う」である。

### 第2条 目的

1. 本会は国際憲法に基づき、国際協会並びに、西日本区の綱領と目的を成就させるとともに、この運動を拡張するために協力する。
2. 本会の目的は、次の通りである。
  - (1) 個人的にもまた協同の行為にしても、その奉仕活動を通じてYMCAの活動を支援する。
  - (2) その他ワイズメンズクラブにふさわしい団体を支援する。
  - (3) 地域社会や国際的な問題に関わり、一党一派に偏しない正義を絶えず追求する。
  - (4) 宗教、社会、経済、地域、国際等の諸問題について会員を啓発し、これに積極的に参加連帯させる。
  - (5) 健全な交友関係を創り出す。
  - (6) ワイズメンズクラブ国際協会の部、区、地域、国際の事業に協力する。

### 第3条 運営の原則

1. 本会は、特定の個人の利益を目的とする事業を行わない。
2. 本会は、特定の政党のための政治活動を行わない。

### 第4条 事業

本会は、その目的を達成するために次の各種事業を行う。

- (1) 会員の自己研賛及び個人的修練を目指す研修事業
- (2) 各地のワイズメンとYMCA会員相互の交友を深める親睦事業
- (3) YMCAに関する研究並びに助成事業
- (4) 青少年の健全育成問題に関する事業
- (5) 地域社会に対する奉仕事業
- (6) 国内、国外のワイズメンズクラブとの交流提携事業
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

## 第二章 会員及び会費

### 第5条 会員の資格

1. 本会は、満20歳以上の成人であれば、何人も人種・信仰・出身国（国籍）等の故、会員となる資格を拒まれことはない。
2. 本会に入会を希望するものは、別に定める本会の会員資格規定に基づく所定の手続きにより入会することができる。

### 第6条 会員の職業分類

本会の会員は、職業分類により、1業種数名を限度として、できる限り多くの職域にわたるよう努める。

### 第7条 YMCA会員

本会の会員は、京都YMCAの維持会員となることを原則とする。

### 第8条 入会金及び会費

1. 会員は別表のとおり入会に際し入会金を納め、毎月所定の会費を納付しなければならない。

会費には、国際会費、アジア会費、西日本区費、同大会負担金、同会員名籍代、部費、ASF、メネット協力金、京都YMCA維持会費、その他が含まれる。

2. YMCAの本会担当主事1名（以下、担当主事という）は、西日本区の指定する免除会費・負担金および本会会費は免除する。

#### 第9条 会員等の呼称

本会においては、会員を「メン」あるいは「メンバー」、そして、その配偶者を「メネット」、その子供を「コメント」又は「ワイズリング」と称する。

#### 第10条 ワイズメネットクラブ

本会は、本会の会員の配偶者をもって組織するワイズメネットクラブを設けることができる。

#### 第11条 会員の義務と権利

1. 本会の会員は、常に次のことを自主的に心がけなければならない。
  - (1) 例会その他の会合には必ず出席するよう努めること。
  - (2) 会合の時間を正確に守ること。
  - (3) 委員その他の担当職務を積極的に遂行すること。
  - (4) 常に会員の獲得と、本会のPRに努めること。
  - (5) 会費その他の支払金をすみやかに納入すること。
  - (6) 本会の会員にふさわしい品位と信用の保持に努めること。
2. 本会の会員は、例会、大会、その他の全ての公式会合に、出席する事ができワイズメンズクラブ国際バッジを着章することができる。

#### 第12条 退会及び移籍（転入及び転出）

1. 退会（移籍）を希望する会員は、退会（移籍）願いを会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。
2. 退会（転出）を認められた者は、退会（転出）の日の属する月迄の会費納入等の義務を履行するとともに、ワイズメンズクラブ国際バッジを返却（除・転出）しなければならない。

#### 第13条 会員の失格及除名

1. 会員が次の一つに該当するときは、役員会の決議により除名することができ、速やかに西日本区及び京都部に届け出るものとする。
  - (1) 定例会（役員会及び事業委員会を除く）に連続して数回無断欠席した場合。
  - (2) 定例会等に連続して3ヶ月以上欠席し、メーキャップしなかった場合。
  - (3) 3ヶ月以上会費納入の義務を履行しない場合。
  - (4) 本会の名誉を著しく傷つけた場合。
  - (5) その他本会の会員として不適格と認めた場合。
2. 除名処分を受けた者は速やかにワイズメンズクラブ国際バッジを返却しなければならない。

### 第三章 会 合

#### 第14条 総 会

本会の全会員を構成員とする総会を置く。

#### 第15条 総会の決議事項

次の事項は、総会の議決を必要とする。

- (1) 会則の改訂、諸規則、諸規定の設定、及び変更、廃止。
- (2) 事業報告及び収支決算報告書の承認。
- (3) 事業計画及び収支予算の決定及び変更。
- (4) 役員を選任。
- (5) その他特に重要な事項。

#### 第16条 総会の種類

総会は、定時総会と臨時総会の二種類とする。

- (1) 定時総会は、毎年7月に開催する。
- (2) 臨時総会は、会長が必要と認めた場合、あるいは会員の3分の1以上が会議の目的事項を示し、請求した場合に開催する。
- (3) 総会の議長及び書記は、それぞれの本会の幹事及び書記を原則とするが、会長は総会の承認を得て他の者を指名することができる。

#### 第17条 総会の設立

総会の定足数は、会員の3分の2以上（委任状を含む）とする。議事は、出席会員の過半数を以って決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

#### 第18条 例会

1. 本会は、別表に定めるところによる曜日と回数の例会を開く。
2. 例会は、全ての会員が出席しなければならない。ただし、次の場合は、報告により例会に出席したもの（メーカーアップ Make up）とみなされる。
  - (1) 区大会、部会、部研修会、部評議会、クラブ役員会に出席した場合
  - (2) 国内外の他のクラブ例会に出席したことが届出された場合
  - (3) 国際大会その他ワイズメンの国際的会合、あるいはYMCAの国際的会合に出席のため、例会日に不在の場合

### 第四章 役員及び役員会

#### 第19条 役員の種類と構成

1. 本会に次の役員を置く。  
会長1名、副会長1名以上、次期会長1名、直前会長1名  
書記1名以上、会計1名以上、事業委員長1名、担当主事1名。
2. 本会に特別役員として幹事3名（直前3代会長）を置く。

#### 第20条 役員の選任

役員の選任方法に関しては、別に定める。

#### 第21条 役員の任期

役員の任期は、毎年7月1日より翌年6月30日迄とし、再選を妨げない。

#### 第22条 役員の任務

1. 会長は、本会を代表し、会務を総括し、例会、総会、役員会、三役会、幹事会その他の会合を招集し主宰する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長の委任により、もしくは会長の事故ある時は、会長の任務を代行する。
3. その他の役員は、会長を補佐し、別に定める会務を処理する。

#### 第23条 三役会

1. 会長、副会長、書記、会計、によって、三役会を構成する。
2. 三役会は、三役間の連絡を行い、役員会に提出する議案を整理作成するため、会長が必要に応じ随時招集する。

#### 第24条 役員会

1. 役員会は、役員に依って構成し、会務を議決し執行する。役員会は、毎月1回定例に開き、臨時には必要に応じ会長が招集する。
2. 役員会の定足数は、役員3分の2以上（委任状を含む）とし、議事は出席役員の過半数をもって決する。
3. 役員会には、会員の全てが自由に出席し、意見を述べられるが、議決権はない。但し、委員長代理として出席した場合は、議決権を有する。

## 第25条 幹事会

1. 幹事会は、幹事に依って構成し、会長の要請あるいは直前会長が必要に応じて、随時招集する。
2. 幹事会は、その会合の都度必要に応じ参加者を加えることができる。

## 第五章 会 計

### 第26条 会計年度

本会の会計年度は、7月1日に始まり翌年6月30日に終る。

### 第27条 収 入

本会の事業は、入会金、会費、寄付金、補助金、特別会費及び事業活動による収益金、その他収入を以ってこれにあてる。

### 第28条 予 算

本会の収支予算は、毎会計年度ごとに会長及び会計において編成し、役員会の承認を得て、総会の議決を得なければならない。収支予算に重要な変更を加えるときも同様とする。

### 第29条 収 益

事業活動によって生じた収益金の使途は、役員会において決定する。

### 第30条 会計報告

会計は、会計年度末に会計報告書を作成し、幹事会の監査及び役員会の承認を経て、総会に報告、承認を得なければならない。

## 第六章 会則の改訂

### 第31条 会則の改訂

1. 本会則は、総会に於いて会員の3分の2以上（委任状を含む）の出席を得て、出席会員の3分の2以上の賛成を以って改訂することができる。
2. 本会則は、1987年（昭和62年）10月18日設立総会に於いて制定する。

## 付 記

- スポンサークラブ 京都ウエストワイズメンズクラブ  
チャーターナイト 1988年（昭和63年）1月10日（於 京都国際ホテル）
- 1) この会則は1991年6月14日の総会に於いて一部改訂する。  
（会則第2章、第8条会費及び入会金の件）
  - 2) この会則は2005年7月21日の総会に於いて一部改訂する。  
（会則第3章、第16条：1）定時総会の件）

# 京都洛中ワイズメンズクラブ細則

## 第一章 総 則

### 第1条

本会の組織及び運営については、会則のほか、この細則の定めるところに依る。

## 第二章 役員の選出

### 第2条

1. 次々期会長の選出にあたっては、会長が委員長となり、幹事会並びに次期会長をもって、選考委員会を構成し、その推薦者を役員会の同意を得て次々期会長候補者とする。
2. 次期副会長、書記、会計及び各事業委員長の選出は、次期会長が、三役会の助言と役員会の同意を得て、各候補者を決定する。
3. 上記の役員候補者は、1月例会の承認を得て役員となる。
4. 役員に欠員を生じたときは速やかに補充する。役員の補充は、三役会が役員会の承認を得て行う。補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。但し、会長候補の場合は総会の承認を必要とする。

## 第三章 役員の任務

### 第3条

1. 会長は、本会の総理としてなすべき全ての任務を行う。
2. 会長は本会の諸活動の遂行について、常に適切なる指導性を発揮する。
3. 会長は、本会の代表として、その所属する部、西日本区並びに、国際協会と連絡を密にし、諸活動の遂行について協力する。
4. 会長は、西日本区代議員、京都部評議員、同役員としての責務を果たす。

### 第4条

1. 副会長は、会長を補佐し、会長の委任を受け、あるいは会長の事故あるときは、会長の任務を代行する。
2. 会長が副会長に委員会等の担当を指定したときは、副会長は、その委員長に対し任務の執行について適切なる指導性を発揮する。

### 第5条

書記は、次の職務を行う。

1. 本会の総会、役員会、その他諸会合の記録を司る。
2. 本会の諸会合の案内及び通信事務。
3. 例会出席の正確な記録。
4. 他クラブ、所属部、西日本区及び国際協会との連絡、及び報告。

### 第6条

会計は、次の職務を行う。

1. 金銭の出納。
2. 資金の保管。
3. 予算の編成。
4. 会計報告書（半期毎）の作成及び幹事会監査後の報告。

### 第7条

直前会長は、会務の引継ぎのほか、新会長に対して会長としての体得したことのすべてを充分に進言し、会計監査の職務を行う。

### 第8条

事業委員長は、各事業委員会を把握し、本会の事業の適切な運営を助成する。

## 第9条

特別役員の幹事は、直前3代の会長経験者として各役員の良き助言者としてあるいは会長の要請協力者としてあらゆる会合、事業に積極的に参加する。

## 第10条

担当主事は、本会の各種会合に参加協力し、また、YMCAの諸活動を会員に周知徹底させ、Y'sとYMCAの関係をより良きものとするように努める。

## 第四章 事業委員会

### 第11条

1. 本会の事業を円滑に進める為に、次の各事業委員会を設ける。

(1) YMCAサービス（Yサ）事業委員会

西日本区Yサ事業主任・京都部同主査の助言をもとに、YMCAのすべての委員会及び主事と協力し、YMCA運動の振興を助ける。

(2) 地域奉仕・環境（CS）事業委員会

西日本区地域奉仕・環境事業主任・京都部同主査の助言のもとに、国内・国外を問わず、コミュニティーサービス（地域社会奉仕活動）を推進する。

(3) 交流事業委員会

①IBC, DBC, YEPP事業

西日本区IBC・YEPP事業主任・京都部同主査の助言のもとに、国内外のクラブとの交流を成し、国内外のクラブとブラザークラブの締結を行い、また青年教育交換の計画を建て、友好を増進し、国際的理解も計るプログラムを遂行する。

②ASF（アレキサンダー奨学資金）事業

西日本区ASF事業主任・京都部同主査の助言のもと、YMCAの指導者育成等のために、奨学資金の募金及び奨学生の推薦活動を行う。

(4) ファンド事業委員会

①クラブファンド（CF）事業

奉仕活動に必要な資金の調達に関しての工夫と活動を行い、その資金を、YMCA及び地域社会への奉仕活動資金として運用する。

②BF事業

西日本区BF事業主任・京都部同主査の助言のもとに、ブラザーフッド資金の目標達成の為に協力を成す。

(5) EMC事業委員会

西日本区EMC事業主任・京都部同主査の助言のもとに、クラブ拡張、発展、会員増強、会員意識の高揚、クラブの維持、存続についての研究及び活動を行う。

(6) ドライバー事業委員会

①例会及びその他の会合で種々の計画・企画により、会合を盛り上げ、会員間の親睦を図り、又、参加会員の自己啓発を改心する。

②会場内のテーブル、椅子の配置、歌集、万国旗、ベル、その他会合に必要な運営を行い、備品の管理を行う。

③例会の運営資金の調達のための工夫と活動、及び献金の斡旋。

(7) ブリテン（会報）事業委員会

国内外を問わず、ワイズメンズクラブとYMCAの活動状況を的確にとらえ、会員相互の親睦と発展に寄与する記事を編集し、2ヶ月に1回偶数月に会報として発行する。

(8) 物品管理事業委員会

本会の所有するすべての物品の管理を行う。

2. 本会の運営上、特別に必要と認められた場合は、役員会の決定により特別事業委員会（PT）を設けることができる。

### 第12条

1. 全ての会員は、いずれかの事業委員会に所属するものとする。

2. 会員の事業委員会の配属は、各事業委員長の見解を取入れ、役員会が決定する。

## 第五章 会 合

### 第13条

1. 本会の定例会は、原則として別表の通りとする。
2. 特別例会は、会長が招集し、全会員に通知して開かれる。

### 第14条

例会の運営は、役員会の指示によりドライバー委員会の責任にて行う。

### 第15条

例会にニコニコボックスを設け、その献金を収入に充当しこれを本会の運営に有効に活用する。

## 第六章 会員の入会

### 第16条

本会に入会を希望する者は、会員の紹介により、例会にゲストとして出席し、会員2名以上による推薦を得て会員候補者となる。

### 第17条

会員候補者は、役員会の書面審査をうけ、原則として例会に3回以上出席し、かつオリエンテーションを受講するものとする。

### 第18条

会員候補者は、推薦書兼登録書に所定の事項を記載し、推薦者の署名を添えて会長に提出する。

### 第19条

役員会は、前三条の手続きを経た会員候補者の入会の諾否を内定する。

### 第20条

会長は、入会内定者を入会式に出席させ、本会会則の目的達成に協力する旨の決意表明を受理したあと、ワイズメンズクラブ国際バッジを授与して、正式入会を認める。

## 第七章 自 省

### 第21条

会員は、クラブ意識の低下として察せられる次のような場合には自らを省みるチャンスと判断し、自主的に自らに制裁を加える精神でニコニコボックスに献金するか、若しくは体を使い奉仕することにより反省の色を態度で示すものとする。

1. 会合に無断欠席した場合。
2. 例会、特別例会の際にバッジを忘れた場合。
3. 会合に遅刻した場合。
4. 提出を求められた書類を期限内に出さなかった場合。
5. 連絡を怠って、本会に迷惑をかけた場合。
6. その他会員の自主的な判断に基づき、他人に迷惑をかけたと思う場合。

## 第八章 出席の奨励

### 第22条

本会は、会員の例会出席を奨励するため、以下のとおり出席率を算定する。

- (1) 削除



- (2) 出席率の算出法  
クラブの出席率計算方法は、すべての現会員数でその会員中の例会出席人数を割り、小数以下3位迄算定し3位以下を四捨五入した百分比(%)で表わす。
- (3) 第1・第2例会及び特別例会の出席の算定の基準とする。
- (4) 次のメーキャップ(Make UP)による場合も出席として取扱う。
  - ①西日本区大会、部会、部研修会、部評議会、クラブ役員会に出席した場合。
  - ②国内外の他のクラブ例会に出席したことが届出された場合。
  - ③国際大会、ワイズメン・YMCAの国際的会合のため、例会日に不在の場合。
- (5) 役員会の承認を得たクラブ行事、又はYMCAの公式行事に出席した場合。
- (6) 1ヶ月を越える長期の傷病、国内外出張等の理由により、例会欠席理由が届けられ、役員会に於いて正当な理由ありと認められた場合。

## 第22条の2 一時休会

1. ワイズメンズクラブ国際協会西日本区定款(第3条第3項、及び同定款施行細則(第2条第3項、に定める広義会員に該当しないが、次の事情により一時的に例会などに出席することが不可能な場合は、会員資格を保持かつ適用するも、一時休会の申し出をすることができる。
  - (1) 会員の家族・親族が病気・事故・高齢などにより、看病・介護・支援が必要となった場合
  - (2) 会員が国内外を問わず、3ヶ月超の長期出張が見込まれる場合
  - (3) 上記に準ずる事情がある場合
2. 一時休会の申し出と承認および期間は次の通りとする。
  - (1) 休会の申し出は、具体的理由及び概ねの期間を記載した書面を会長宛に提出する。
  - (2) 会長が妥当と認めた場合は、役員会に会長が議案として提出し役員会の承認を得る。
  - (3) 休会の開始月は、役員会承認の時期にかかわらず、申し出のあった日の翌月からとすることができる。
  - (4) 休会の終了月は、会長へ申し出て申告する月とする。
  - (5) 休会の承認期間は当該年度内とし、年度ごとに本項に定める手続きを必要とする。
  - (6) 会計は休会のあった年度一年間の会費納入内訳を文書にて、役員会と本人に報告する。
3. 休会中の月会費および臨時参加費は、会則細則別表に定めた通りとする。

## 第九章 表 彰

### 第23条

1. 例会その他の会合、行事への出席、新会員の獲得、BFポイントの達成など積極的に活動し、本会の発展に寄与したと認められる会員またはメネットに対して、毎年度末、アワードを授与し、表彰する。
2. 被表彰者表彰の種類および被表彰者の数は、正副会長において決定する。但し、被表彰者の選出にあたっては、書記、会計、各事業委員長推薦を基礎資料とする。

## 第十章 旅費等の支給

### 第24条

本会の運営あたって、一部の会員に対する過度の経済的負担または奉仕への依存を避けるため、予算の範囲内で次の場合に、旅費、ガソリン代、食事代などの実費(以下、旅費等という)の全部または一部を補助支給することができる。

- (1) 国際大会、アジア大会等国外のクラブ行事に参加する場合。
- (2) 本会の活動上の必要により国外に赴く場合。
- (3) 本会より派遣されて他クラブの行事に参加、出席する場合。
- (4) 他クラブからのゲストを接待する場合で、その必要を認めたとき。
- (5) 西日本区大会、部会等に参加する場合で、その必要を認めたとき。
- (6) 本会の行事に参加する場合で、その必要を認めたとき。
- (7) 本会または他クラブ行事に参加するため自動車を提供、運転して会員を同乗させ引率した場合。

## 第25条

1. 旅費等の補助支給の可否および額は、その都度役員会により決定する。
2. 緊急やむを得ないとき、会長は、副会長または会計の意見を聞いて、旅費等の仮払いすることができる。但し、この場合会長は、事後すみやかに役員会で旅費等の補助支給について承認を得なければならない。

## 第十一章 慶 弔

### 第26条

慶弔に関する金額は別表の通りとし、慶弔の意を表すものとする。

### 第27条

1. 慶弔の方法は、別表の金額の範囲内で会長が、当該会員、遺族の意を徴し、役員と協議して決定する。但し、別表7号および8号の場合は、予め役員会の承認を要する。
2. 慶弔を受けた会員は返礼を要しない。

## 第十二章 細則の改訂 等

### 第28条

1. 本細則は、総会の議決により改訂することができる。
2. 本細則は、1987年（昭和62年）10月18日設立総会に於いて制定する。

## 付 記

- 1) この細則は、1989年1月27日の中間総会に於いて改訂する。  
(細則第4章第11条事業委員会でYMCAとCSを単独委員会とする)
- 2) 別表は、1999年7月の定時総会にて改訂する。
- 3) 別表は、2010年7月の定時総会にて改訂する。
- 4) この細則は、2014年1月23日の臨時総会に於いて改訂する。  
(第22条の2を追加、別表の一部)
- 5) この細則は、2019年1月24日の臨時総会に於いて改訂する。  
(第11条第7項、第22条及びその第1項削除)
- 6) 別表は、2020年7月30日の定時総会にて改定する。

京都洛中ワイズメンズクラブ 会則・細則 別 表

根 拠	摘 要																
会則 第8条	<p>入会金 30,000円…入会促進を目的に免除する。            但し、毎期定時総会での決議を必要とする。            会費（月額）15,000円</p>																
細則 第13条	<p>例会 毎月2回、原則として第2・第4の木曜日 19:00～21:00</p>																
<p>細則            第22条の2            （一時休会）</p>	<p>休会中の月会費 10,000円            （休会中の参加費）            休会中に例会への出席が可能となった時の参加費は下記の通りとする。            1. 食事を伴う通常（ホテル）例会への参加費 5,000円            （但しホテル等への支払い金額が大きく変化した場合は変更することができる。また予約のキャンセルが不可となった場合は後日徴収する）            2. 特別例会等別途費用が必要な場合は、役員会でメンバー一人当たり予算を決定した同額を参加費とする。（例えば、飲食代7,000円と飲み代集金1,000円の場合、8,000円となる）            3. 休会中に家族が参加の時は、メネット・コメントの参加費に準ずる。            （2014年1月23日臨時総会にて一部改訂議決）</p>																
広義会員適用者	<p>適用期間中の月会費 7,500円            （2020年7月30日の定時総会にて改訂議決）</p>																
細則 第26条	<p>慶弔の金額</p> <table border="0"> <tr> <td>（1）会員の結婚</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>（2）会員の子供の誕生</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>（3）会員の子供の結婚</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>（4）会員の死亡</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>（5）会員の配偶者の死亡</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>（6）会員の父母、子供の死亡</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>（7）会員の長期の疾病、不慮の災害の場合</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>（8）その他役員会に於いて必要相当と認めた場合は、その都度定める金額とする。</td> <td></td> </tr> </table>	（1）会員の結婚	10,000円	（2）会員の子供の誕生	5,000円	（3）会員の子供の結婚	5,000円	（4）会員の死亡	20,000円	（5）会員の配偶者の死亡	10,000円	（6）会員の父母、子供の死亡	5,000円	（7）会員の長期の疾病、不慮の災害の場合	5,000円	（8）その他役員会に於いて必要相当と認めた場合は、その都度定める金額とする。	
（1）会員の結婚	10,000円																
（2）会員の子供の誕生	5,000円																
（3）会員の子供の結婚	5,000円																
（4）会員の死亡	20,000円																
（5）会員の配偶者の死亡	10,000円																
（6）会員の父母、子供の死亡	5,000円																
（7）会員の長期の疾病、不慮の災害の場合	5,000円																
（8）その他役員会に於いて必要相当と認めた場合は、その都度定める金額とする。																	

以上